9　協同農業普及事業交付金

【令和７年度予算概算決定額　2,350（2,350）百万円】

＜対策のポイント＞

開発技術の迅速な普及・定着や担い手の経営発展のため、高度な技術や知識を持つ**普及指導員が直接農業者に接して、需要構造の変化に対応するための経営支援や食料安全保障の抜本的な強化等の農政課題の解決、担い手ニーズに即した技術開発ニーズの掘り起こし、技術の社会実装**等に取り組みます。

＜事業目標＞

効果的・効率的な普及事業の推進による開発技術の迅速な普及・定着や担い手の経営発展の実現

＜事業の内容＞

農業改良助長法に基づき、**都道府県において高度な技術及び知識を有する普及指導員を設置**し、**普及指導員が直接農業者に接して農業に関する技術及び経営の指導を実施**すること等に**必要な経費に対し交付金を交付**します。

具体的には、**食料・農業・農村基本法の改正等を踏まえ、普及指導員による地域の担い手の経営発展支援、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持**等の農政課題の解決に向け、**技術を核として、農業者の所得向上と地域農業の生産・流通・販売面等における革新**に総合的に取り組みます。

また、**担い手をはじめとした現場ニーズを掘り起こし、農業革新を実現する技術開発につなげる**とともに、民間企業とも連携して**開発された技術の迅速な社会実装**に取り組みます。

普及指導員のヘッドクォーターとして、**研究・行政・民間等との連携や先進的な農業者からの高度な相談等に対応する農業革新支援専門員**を普及指導員の中から選任して配置し、普及指導活動の高度化を進めます。

＜事業の流れ＞

国 →（交付）→ 都道府県

＜事業イメージ＞

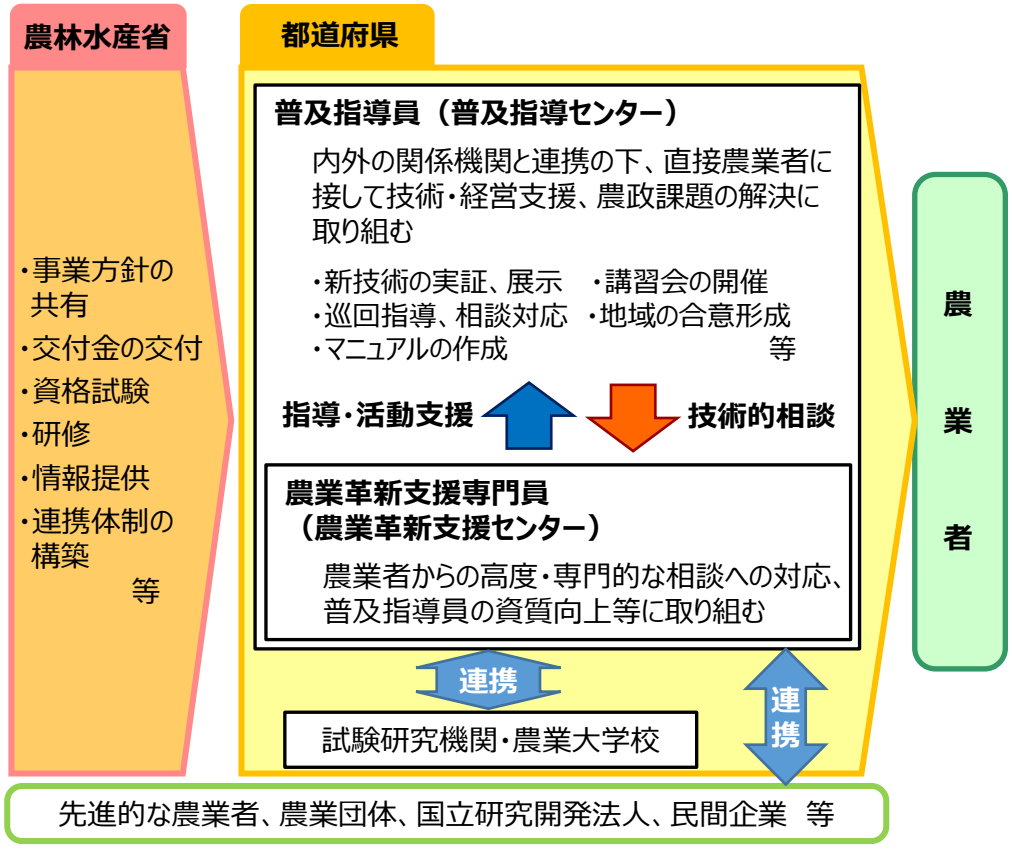

［お問い合わせ先］農産局技術普及課（03-3593-6497）